

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

（1989年11月20日国連採択）



© 富山県

1989年（平成元年）11月の国際連合の総会において「子どもの権利に関する条約」が採択され、1994年（平成6年）5月にわが国でも発効しました。現在、世界では196の国と地域が締約しています。

概 論

この条約は、子どもの権利や自由を尊重し、子どもの保護と援助を促進することを目指しています。どんな社会でも、すべての子どもたちが健やかに成長し、思いやりと責任のある国民に成長してほしいという願いをもっています。

しかし、世界には、貧困や飢え、戦争、さらには、虐待や麻薬等に苦しみながら暮らす子どもも数多くいます。国によっては文化や伝統、法律も違いますが、この条約では、子どもたちの幸せのために各国が協力していくことを目指しています。

4つの原則

生きる権利



育つ権利



守られる権利



参加する権利



こども基本法

（令和5年4月1日施行）



© 富山県

こどもや若者は、一人ひとりがとても大切な存在です。そして自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。この法律は、こうした社会を目指して、こどもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めています。

目 的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

6つの基本理念

1 基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じた、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律

(平成 28 年 12 月 14 日公布)



この法律は、学校以外で行う多様な学習活動の重要性について書かれており、不登校の子供たちに対する支援や夜間中学における就学の機会の提供等を規定している法律です。

ポイント

1 よりよい学校づくり

学校は一人一人が社会で生きる基礎を養い、国家・社会を支えるために必要な基本的な資質を養うことを目的としており、よりよい学校づくりを行うことを目指します。

また、すべての子供たちが安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談しやすく、いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくりが重要です。

2 不登校は問題行動ではありません

不登校は誰にでも起こり得ることであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮をします。

3 社会的自立の尊重

学校に登校するという結果のみを目標とせず、子供たちが自分の進路を主体的に考えられるようにすることを後押しします。

4 民間連携

子供たちや保護者の意思を大切にしながら民間機関等とも連携して支援します。

5 学校内外の学びの場も整備

自分のクラス以外の場所でも安心して学べるように学びの場を整備します。

6 一人一人に合った支援

不登校の子供を支援する際は、本人の意思を十分に尊重し、子供によっては休養が必要なことがあることにも配慮しつつ一人一人に合った支援を行います。その際、学業の遅れや進路選択上の課題等があることにも留意しつつ、適切な支援を行う必要があります。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律 関連条文抜粋

第3条 第1号

(平成 28 年法律第 105 号)

全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。

第3条 第4号

義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

第3条 第5号

国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

第10条

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第11条

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第13条

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。